

岡山市特別支援教育サポート DX 推進業務
仕様書

令和 8 年 6 月
岡山市教育委員会
教育支援課

1. 業務名

岡山市特別支援教育サポート DX 推進業務

2. 業務の目的

本事業は、岡山市内の小・中学校及び義務教育学校全校に対し、特別支援教育を支援するオンライン教材および研修動画を提供するシステムを導入し、以下の実現を目的とする。

- ・児童生徒一人一人に合わせた多様な学びの環境整備
- ・教職員の特別支援教育に関する専門性の向上
- ・教職員の業務負担軽減と業務効率の向上

これにより、障がいのある子どもたちが地域社会の一員として自らの可能性を最大限に発揮できるインクルーシブ教育の推進を図る。

3. 履行場所

岡山市教育委員会及び岡山市立小・中・義務教育学校 125校 ほか

4. 契約期間・利用期間・支払い方法

(1) 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

(2) 準備期間

令和8年7月31日まで

契約日から7月31日までの準備期間とし、システム導入に向けての打ち合わせや詳細スケジュールの調整を準備期間に行うこと。

(3) 利用期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

(4) 支払い方法・算定方法

使用料を8回の毎月の分割払いにし、端数が生じた時には最終回の支払請求により支払うものとする。(3) 利用期間の範囲について支払うものとする。

5. 業務内容

(1) オンライン教材の提供

学校現場の教職員等が、児童生徒の特性や学習目標に応じた教材をウェブ上で簡便に検索・閲覧・ダウンロード・出力できる機能を提供する。

- ・令和3年4月以降に、政令指定都市または中核市において導入実績があること。
- ・検索・閲覧・ダウンロード・出力できる教材数は、20,000点以上であり、「読み」や「書き」などの「学習の困難さ」や「身の自立（トイレ・着替えなど）」などの項目を含む学習や生活上の困難さによって教材が分類されていること。
- ・OSがWindows11Proのパソコンを主とした端末での利用を想定し、教材はダウンロードや繰り返しの印刷が可能であること。
- ・JIS規格A3判、A4判などの用紙で印刷できること。
- ・年次的に教材の追加や修正などのアップデートが行われていること。

(2) 研修動画の提供

教職員や支援員、教育委員会事務局の職員など多様な利用者が、特別支援教育に関わる専門的な知識・技能を習得できる研修動画を提供すること。

- ・令和3年4月以降に、政令指定都市または中核市において導入実績があること。
- ・動画視聴はChromebookでの視聴に対応すること。
- ・動画はオンライン上で検索・視聴可能であること。
- ・動画の収録数は100本以上であり、「インクルーシブ教育に関する基礎知識や理論」「障害に関する理解」「具体的な支援方法」などのテーマを取り扱っていること。
- ・年次的に動画の追加や修正などのアップデートが行われていること。

(3) システム管理・運用・保守サポート対応

- ・システムに関する問い合わせの対応時間は、以下のとおりとする。
 - ア. 開庁日の午前9時から午後5時までとする。なお、開庁日とは以下の日を除いたものとする。
 - a. 日曜日および土曜日
 - b. 祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）
 - c. 1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日
 - d. 学校閉庁日（令和8年度は8月11日から8月15日まで）
- ・情報の漏えい等のインシデントには時間外でも緊急対応する体制を整備すること。

(4) 利用サポート対応

- ・システムや教材、動画の利用方法・活用方法に関する問い合わせの対応時間は、以下のとおりとする。
- ア. 開庁日の午前9時30分から午後5時30分までとする。なお、開庁日とは以下の日を除いたものとする。
 - a. 日曜日および土曜日
 - b. 祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）
 - c. 1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日
 - d. 学校閉庁日（令和8年度は8月11日から8月15日まで）
- ・教育委員会事務局及び学校のサポート担当者を明確にして、日々の個別サポートを行うこと。
- ・教職経験や発達支援の経験のあるスタッフが、電話や zoom、Google meet 等で相談対応をすること。
- ・指導方法や環境調整の具体例などを例示しながら相談に対応すること。

(5) 利用統計調査・利用アンケート

- ・年間二回（1月、3月に報告）、利用統計調査を行い、紙面及びデータにて報告すること。利用統計調査には下記の項目を記載すること
 - ①教材のダウンロード数（市内の総ダウンロード数/小学校の総ダウンロード数/中学校の総ダウンロード数/各校のダウンロード数）
 - ②動画の視聴回数（市内の総視聴回数/小学校の総視聴回数/中学校の視聴回数/各校の総視聴回数）
- ・年間一回（3月に報告）、学校の教職員を対象に利用アンケートを行い、紙面及びデータにて報告すること。項目については契約後に検討していくこと。
- ・利用統計調査・利用アンケートを実施する際には、収集したデータを受注者の負担で抽出・提供すること。
- ・データの形式およびレイアウトは発注者と別途協議のうえ合意した仕様に従うこと。
- ・データの抽出および提出にかかる一切の費用は、受注者の負担とすること。
- ・業務終了時には、クラウド環境上のデータ（バックアップを含む）を速やかに復元不可能な状態で消去し、発注者に報告すること。

6. 業務責任者

受注者は、本業務の責任者を選任し、速やかに発注者に通知のうえ連絡体制を明確にすること。

7. 提出書類

- ・業務計画書（契約締結後速やかに提出）
- ・完了通知書（8月以降の毎月末に提出）
- ・教育情報セキュリティポリシー責任者届出等の情報セキュリティ関連書類（契約締結後速やかに提出）

8. その他条件・注意事項

（1）利用者特性

利用者は以下のとおり。*2026年6月現在

- ・岡山市立小・中・義務教育学校125校
- ・教育委員会事務局（教育支援課職員）
- ・利用にあたっては教育委員会事務局及び学校ごとの利用アカウントを発行し、令和8年7月31日までに教育委員会事務局及び学校へ通知すること。

（2）利用端末及び対応ブラウザ

- ・利用端末は、教材利用にあたっては、主に Windows パソコン（Windows 11 Pro）動画視聴に当たっては主に Chromebook を想定すること。
- ・ウェブブラウザは、Google Chrome（最新版）及び Microsoft Edge（最新版）に対応し、全機能が正常に動作すること。

（3）利用者向け研修

- ・契約締結後、システム管理者（教育委員会事務局職員及び学校の管理責任者）向けの操作研修を準備期間中に1回実施すること。
- ・システム利用者（学校教職員等）向けの操作研修を契約期間内に2回実施すること。実施時期と方法は、8月（対面）、9月（オンライン）とする。
- ・操作マニュアルおよび各回の研修資料を作成して事前に発注者へ提出し確認を得ること。
- ・8月（対面）での研修においては操作マニュアルおよび研修資料を印刷し参加者向けに配付すること。

（4）納品物

- ・納品物は以下の「納品物一覧」に示すとおりとする。
- ・原則電子データでの納品とする。
- ・各回の研修については、資料を作成し、教育委員会事務局に研修実施1週間前までにデータ（PDF）で提出するとともに対面研修に当たっては、1アカウントにつき1部を印刷し受講者に配付すること。

- ・納品物に対して修正が必要と認められる事項については速やかに改修対応すること。

「納品物一覧」

- ・サービス利用のためのアカウント
- ・本システムにかかる操作マニュアル
- ・研修資料
- ・利用統計調査（1月末、3月末に提出）
- ・利用アンケート調査（3月末に提出）
- ・その他、発注者が必要と認める書類

（5）機能要件

- ・本システムは Web ブラウザベースで動作する SaaS 型のクラウドサービスであること。
- ・インターネット経由で利用し、通信は全経路において HTTPS(TLS1.2 以上)により暗号化されていること。
- ・学校現場の一般的なネットワーク環境（プロキシ環境下等）で正常に動作し、FTP 等の特殊なプロトコルを使用しないこと。
- ・児童生徒の多様な特性に応じた教材を検索・閲覧・出力可能な機能を備えること。
- ・教材の更新管理が容易に実施できる構造であること。
- ・システムのレスポンスおよび安定稼働を実現する十分な性能を確保すること。
- ・システムのログインに関わる認証機能を提供し、アクセス制御により許可された利用者のみがアクセスできる環境を設定できること。

（6）業務実施上の留意事項

- ・関係法令等を遵守し、法令等の改正やセキュリティポリシーの改訂などの際には対応策を速やかに講じること。
- ・業務遂行にあたり、情報漏えい等の事故を防止すること。
- ・業務の実施に要する設備、器材等は受注者が負担すること。
- ・本仕様書に記載のない事項については、都度協議のうえ円滑な業務遂行を図ること。

（7）情報セキュリティの確保

受注者は、本業務の遂行にあたり、岡山市教育情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、以下の事項を遵守すること。

① 体制の整備と教育

- ・受注者は、本業務に従事する者の体制を明確にし、情報セキュリティに関する責任者を選任のうえ、発注者に報告すること。
- ・受注者は、本業務に従事する従業員等に対し、情報セキュリティに関する適切な教育を実施すること。

② 守秘義務と目的外利用の禁止

- ・受注者は、業務上知り得た情報について守秘義務を負うものとする。また、提供された情報を本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。本契約終了後も同様とする。

③ クラウドサービス（SaaS）の安全性確保

- ・提供するシステム及び教材等のデータについて、外部からの不正アクセスや改ざん、マルウェア感染を防止するための適切な技術的対策を講じること。
- ・特にダウンロード可能な教材ファイル等については、提供時点で最新の定義ファイルを用いたマルウェアスキャンを実施し、安全性を確保すること。

④ インシデント発生時の対応

- ・本システムにおいて情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損、又はシステム停止等のインシデントが発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、被害拡大の防止及び復旧に向けた応急措置を講じること。
- ・委託業務における緊急時報告義務として、情報セキュリティインシデント発生時の連絡リストを提出すること。
- ・インシデントの原因究明及び再発防止策を策定し、速やかに書面等で発注者に報告すること。
- ・インシデントが発注者側に起因することが想定される場合は、原因究明のため、発注者側にアクセスログ等の情報を提供すること

⑤ 再委託の制限

- ・業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ発注者の承認を得ること。その際、受注者は再委託先に対しても本仕様書と同等の情報セキュリティ対策を遵守させる責任を負うものとする。

⑥ 監査・罰則・公表

- ・発注者（本市）が必要と認めた場合、本仕様書における情報セキュリティ要件の遵守状況について、発注者による監査及び検査を受け入れること。
- ・本市による情報セキュリティインシデント発生時の公表に同意すること。
- ・受注者が岡山市情報セキュリティポリシーや岡山市教育情報セキュリティポリシー、本仕様書のセキュリティ要件を遵守せず、発注者に損害を与えた場合は、損害賠償の責任を負うものとする。

⑦ 準拠法・管轄裁判所・サービスレベル

- ・本業務に関する契約及び提供されるクラウドサービスにおいて、日本の法令が適用されること、及び係争等における管轄裁判所が日本国内であること。

⑧ 個人情報に関する覚書の締結

- ・受注者は「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。